受 個 人 質 問 第 号

 付 令和 年 月 日 時 分

## 一般質問<個人>発言通告書

令和2年8月25日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 伊藤真規子 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
	市民主体のまちづくりについて	
1	2019年から2028年までの10年間、市政の基本となる第6次総合計画は、「2050年には老若男女がまちづくりに関わることが当たり前になり、市民主体のまちづくりが文化として定着するよう、多くの市民に役割を担ってもらう(=種を蒔く)ことに主眼を置き策定」したと説明されている。また、今年度は事業を市民主導型に順次切替え、市民の力で行えないものは中止や廃止も検討する準備の年とされている。 (1) 現時点で市民主導型に切替える予定の事業は何か。その判断基準はどのようか。 (2) 中止や廃止とする判断基準はどのようか。 (3) 市民主導型に切替え、事業を中止や廃止と判断した後、それらを再検討し、再び市が事業を行うこともありうるか。 (4) 市民主体のまちづくりを目指すこと、事業を市民主導型に切替えることでの課題は何だと考えるか。それに対してどう対応するか。	

## 小学校の放課後開放について

放課後子ども教室、児童クラブ等の入会希望者は毎年増加しているが、それに対して子どもが放課後を過ごすために用意された場所は広くない。また、今後の人口減少、公共施設にかけられる金額を考えても、児童の放課後預かり用施設を更に整えるより、放課後を学校で過ごすこともできるようにする方がよいと考える。学校であれば、電話もなくトイレも心配な公園へ一人で行って帰るより安全で、距離としても問題ない場合が多い。実際に、小学校を放課後の遊び場、預かりの場としている市町村も複数存在する。

- (1) 放課後に学校を開放できない理由として、空き教室がないと言われるが、普通教室はなぜ使えないのか。
- (2) 新型コロナ問題がある程度収まったときには、小学校を遊びの場、もしくは預かりの場として開放することにしないか。